

○普通地方公共団体の職員等が一部事務組合
の職員等と兼務して当該一部事務組合から
給与を受けている場合の負担金の徴収およ
び平均給与額の算定基礎について

昭和44年2月21日地基経第97号
各支部長あて 理事長

第1次改正 昭和48年10月31日地基補第480号

上記のことについて、各地方公共団体から、その取り扱いにつき、照会の向
もあるので、今後は下記により措置するとともに、管下市町村および一部事務
組合等に対してもよろしくご指導願います。

なお、このことについては、自治省行政局とも協議済であるので申し添えま
す。

記

- (1) 普通地方公共団体の長（他の特別職の職員を含む。以下同じ。）または職
員が、一部事務組合の長（管理者）または職員を兼ねている場合における地
方公務員災害補償法（以下「法」という。）第49条第1項の負担金（以下
「負担金」という。）については、当該一部事務組合から支給される給与
（名称のいかんを問わず、当該地方公共団体から支給される給与（退職手当
を除く。）をいう。以下同じ。）があるときは、これを基礎として、一部事
務組合分を算定し、普通地方公共団体分とは明確に区別してそれぞれ納付す
るものとする。
- (2) 普通地方公共団体の長または職員が一部事務組合の議会の議員を兼ねてい
る場合の負担金については、普通地方公共団体の長または職員として受ける

給与のみを基礎として算定、納付するものとし、一部事務組合の議会の議員としては、基金の対象外の職員であるので納付しないものとする。

- (3) 普通地方公共団体の議会の議員が、一部事務組合の長（管理者）を兼ねている場合の負担金については、当該一部事務組合の長（管理者）として受ける給与のみを基礎として算定、納付するものとし、普通地方公共団体の議会の議員としては、基金の対象外の職員であるので納付しないものとする。
- (4) 普通地方公共団体の議会の議員が、一部事務組合の議会の議員を兼ねている場合の負担金については、いずれの議会の議員も基金の対象外の職員であるので、納付しないものとする。
- (5) 一部事務組合の職員が、他の一部事務組合または財産区の職員を兼ねている場合等における負担金についても、おおむね上記(1)～(4)の例に準じて取り扱うものとする。
- (6) なお、法第2条第4項の規定による平均給与額の算定の基礎となる同条第5項の給与の額については、個々の具体の事案により判断するものとするが、原則としては負担金の納付の取り扱いと同じ考え方によって措置するものとし、たとえば、上記(1)の場合の平均給与額については、それぞれの法第2条第5項の給与の合算額をもって、それぞれその算定の基礎とするものとする。（第1次改正・一部）